

令和 5 年度導入  
高速カラー印刷機リース契約

---

調達仕様書

佐野市 情報政策課

## 1. 目的

高速カラー印刷機のリースについては、カラーコピー使用料の削減、高速印刷による作業時間の短縮による執務時間の有効活用などを図ることを目的とする。

## 2. 数量

高速カラー印刷機 1台 及び付属品

## 3. 契約期間

令和5年7月1日から令和10年6月30日まで

(地方自治体法第234条の3に規定する長期継続契約)

ただし、この契約の締結の属する年度の翌年度以降において、本賃貸借契約における予算が減額または削除された場合は、契約を解除することとする。

なお、このリース契約を行う高速カラー印刷機は、佐野市の指定する認証システムでの使用を前提としており、契約前に納品・検証を行うことを条件とする。

## 4. 設置場所

佐野市役所3階フロア

## 5. 印刷機の構成及び機能

印刷機の構成及び機能については、次に掲げるもの又は同等品以上のものであること。

本体及び付属品

### ①印刷

ア プリント方式 インクジェット方式(油性顔料インク対応)

イ ランニングコスト

フルカラーA4 @1.51円

モノクロA4 @0.53円

※フルカラーランニングコストは測定画像にISO/IEC24712に定めるパターンを使用し、ISO/IEC24711にならった測定方法により算出したもの。

※モノクロランニングコストは測定画像にISO/IEC19752に定めるパターンを使用し、ISO/IEC24711にならった測定方法により算出したもの。

ウ プリント解像度

標準時 K:600dpi(主走査方向)×600dpi(副走査方向)以上

C/M/Y/Gr:300dpi(主走査方向)×300dpi(副走査方向)以上

エ 用紙サイズ 最大A3W相当～ハガキサイズ相当

オ プリント領域 最大314mm×548mm相当

カ プリント機能 自動両面機能を有すること

キ 自動原稿送り装置機能 自動原稿送りが可能であること

ク ファーストプリント プリント開始指示受信完了から1枚目排紙完了までの時間は、5秒以下であること

ケ ウォームアップ時間 2分30秒以下(室温23℃)

コ 複写倍率 50%～200%

サ 印刷速度 モノクロ・カラー共に、片面(A4横印刷時):165枚/分以上、両面(A4横

	印刷時) : 82 枚/分以上
シ 連続プリント可能枚数	1,000 枚以上
	給紙台 1,000 枚以上
	給紙トレイ 3 段 (各トレイ 500 枚) 以上
ス 給紙サイズ	最大 A3W 相当～ハガキサイズ相当
セ プリント用紙の厚さ	46g/m <sup>2</sup> ～210g/m <sup>2</sup>
ソ 用紙の種類	封筒への印字が可能であること

## ②環境対応

本体 : 「グリーン購入法」・「国際エネルギースタープログラム」・「エコマーク」の基準を満たす機種であること

インク : 容器は回収システムが確立していること

## ③その他

ア ディスプレイ	カラータッチパネル
イ 電源	AC100V 12.0A
ウ 消費電力	最大:1,200W 以下、稼働準備時:110W 以下、省電力モード時:108W 以下
エ 稼働音	最大 66dB(A)以下
オ オプション装備	フィニッシャーを装着しステープル 1 ヶ所および、2 ヶ所打ちの可能枚数 100 枚 (B5～A4)、パンチ穴 (2 穴、4 穴)、小冊子 (最大枚数 20 枚 80 ページ) ができること
カ 機械占有寸法 (幅×奥行×高さ)	オプション装備の状態、2,415mm×1,325mm×1,215mm 以内であること (スキャナー及びフィニッシャー機能取付時)
キ インク供給方式	全自動 (1,000ml/本) であること
ク メモリ容量	4GB 以上
ケ SSD 容量	512GB 以上 (使用可能領域 : 約 370GB)
コ インターフェイス	Ethernet:1000BASE-T、100BASE-TX、10BASE-T 2 ポート
サ 対応プロトコル	TCP/IP、HTTP、HTTPs (TLS)、DHCP、ftp、lpr、IPP、SNMP (SNMP v1)、Port9100 (RAW ポート)、IPv4、IPv6、IPSec (IKEv1)
シ 対応 OS	Windows11、Windows10、Windows8.1
ス ネットワーク接続	高速カラー印刷機に佐野市情報政策課で用意したパソコンをネットワークを介して接続するため、庁舎内 LAN を利用しデータ送信が可能であること
セ 認証機能	佐野市にて指定する認証プリントシステム シーイーシー社製 「Smart SESAME Secure Print ! 」と連動し、メーカー純正の印刷機コントロールパネルを利用して出力や削除の選択、印刷設定変更 (部数、片面両面変更、カラー変更) 等が提供できること

## 6. 保守サービスの内容

高速カラー印刷機を複写機、プリンタ等として使用するための消耗品 (用紙、インク、ステープル針を除く) 及び部品の供給・回収、保守点検その他必要なサービスとする。

- ①高速カラー印刷機を複写機、プリンタ等として使用するために必要となる消耗品、部品及び作業の費用は無償とすること。
- ②運用に必要なマニュアル及び資料は、最低1部提供することともに、常時良好な状態を保つため、精通したカスタマエンジニアによる十分な保守が図れること。
- ③消耗品及び部品は、すべて設置業者が供給・回収すること。なお、消耗品及び部品の在庫管理を行い、在庫切れが生じないように円滑に供給するとともに、使用済消耗品及び部品の回収を行うこと。
- ④高速カラー印刷機が常に正常な状態で稼働するよう定期点検（2ヵ月に1回以上）を実施するとともに、不良個所が見つかった場合はもちろん、それ以外の場合でも積極的に部品の交換を行い、故障の防止に努めること。
- ⑤消耗品及び部品の供給は、設置業者による定期点検又は佐野市情報政策課からの申し出に基づいて行うこと。
- ⑥高速カラー印刷機が故障した旨の連絡を受けたときは、直ちに修理担当者を派遣して、正常な状態に回復させること。直ちに正常な状態に回復できず、佐野市の業務に支障をきたす場合は、代替機を納入すること。ただし、佐野市情報政策課の指示により修理を着手する時間を遅らせることがある。  
佐野市情報政策課から修理を請求する時間帯及び保守サービスに着手する時間帯は、原則として平日（月～金）8時30分から17時15分までとし、修理の請求後、保守サービスに着手する時間帯内であれば、可能な限り早急に修理に着手するものとする。ただし、緊急時においては、双方協議の上、可能な範囲内での保守対応を検討する。
- ⑦設置業者は、点検、修理等の状況を把握するもの（保守統括者）を1名選任し、契約締結後、速やかにその氏名等を佐野市情報政策課に報告すること。なお、変更があった場合も同様とする。
- ⑧修理などの経歴を常に把握し、佐野市情報政策課からの指示があったときは、すべての情報を速やかに報告すること。

## 7. 積算範囲

- (1)高速カラー印刷機本体及び「5. 印刷機の構成及び機能」の条件を満たすためのオプション等のほか、マニュアルなどの付属品の費用を含めること。
- (2)高速カラー印刷機の設置及びネットワークの設定費用に関する費用を含めること。
- (3)設置日以後に認証プリントシステムと連動するための設定を行うため、導入機器の技術者の立ち合いに関する費用を含めること。
- (4)「6. 保守サービス内容」について、リース期間中の保守費用を含めること。
- (5)本契約の満了または設置業者の都合により本契約を解除し、機械を搬出する場合、設置業者はそれらに要する費用を負担し、設置前の現状に復旧するための費用を含めること。

## 8. 印刷見込枚数

印刷見込枚数は、1ヶ年あたり2,230,000枚を予定する。

## 9. 支払い方法

リース料は、月払いとする。